



2019年7月31日

2018年度接続会計について

NTT東日本は、本日、第一種指定電気通信設備接続会計規則に基づき、「2018年度接続会計報告書」を総務大臣に提出いたしました。

なお、報告書の中の接続会計財務諸表のうち損益計算書(要約)については、別紙のとおりです。

※内容につきましては、当社ホームページにおいて公開しております。

URL : <http://www.ntt-east.co.jp/info-st/>(NTT東日本情報webステーション)

(別紙)

損益計算書 (要約)

【 会計単位名: 第一種指定設備管理部門 】

(単位: 億円)

区 分	2018年度	備 考
営業収益	6,830	
受取網使用料	1,407	他事業者からのアクセスチャージ収入 ※うち一般第一種指定設備に係るもの 60億円
振替網使用料	5,369	利用部門からのアクセスチャージ収入(社内取引) ※うち一般第一種指定設備に係るもの 972億円
接続装置使用料等	53	他事業者からの接続装置使用料等収入 ※うち一般第一種指定設備に係るもの 39億円
営業費用	5,663	
営業利益	1,167	

【 会計単位名: 第一種指定設備利用部門 】

(単位: 億円)

区 分	2018年度	備 考
営業収益	13,416	ユーザサービス収入
営業費用	12,260	
営業費用	6,890	
振替網使用料	5,369	管理部門へのアクセスチャージ費用(社内取引) ※うち一般第一種指定設備に係るもの 972億円
営業利益	1,155	

(注1) 億円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(注2) 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（閉門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項の機能に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいいます。

(参考)

【第一種指定電気通信設備接続会計規則の概要】

[目的]

第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資する。

※第一種指定設備管理部門に整理された電気通信設備費用について、アンバンドルされた接続料金算定の根拠データとするため交換機、伝送路等の設備単位に集計・区分したデータを作成する。

[ルール]

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の会計を第一種指定電気通信設備を管理・運営する部門(第一種指定設備管理部門)とその設備を利用してユーザにサービス提供を行う部門(第一種指定設備利用部門)とに区分し、第一種指定設備管理部門が第一種指定設備利用部門と他事業者とに対して第一種指定電気通信設備を同一条件で提供する。

[作成する諸表]

様式	項目	内容
第1	損益計算書	第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門の損益状況
第2	使用平均資本及び資本報酬計算書	第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門の使用平均資本額(レートベース)及び第一種指定設備管理部門の使用平均資本報酬率(利益対応税率を含む)
第3	固定資産帰属明細表	第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門の固定資産内訳 ※第3の2にて一般第一種指定設備の内訳を記載 ※光信号の伝送に係るもの(端末系伝送路、主配線盤)については都道府県別内訳を記載
第4	設備区分別費用明細表	第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門の設備区分毎の費用内訳 ※第4の2にて一般第一種指定設備の内訳を記載 ※光信号の伝送に係るもの(端末系伝送路、主配線盤)については都道府県別内訳を記載